

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成30年5月31日(2018.5.31)

【公表番号】特表2017-510503(P2017-510503A)

【公表日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-015

【出願番号】特願2016-561709(P2016-561709)

【国際特許分類】

B 6 0 W 50/14 (2012.01)

B 6 0 W 40/06 (2012.01)

【F I】

B 6 0 W 50/14

B 6 0 W 40/06

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年4月9日(2018.4.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの車両サブシステムを持つ車両用のシステムであって、前記システムが

走行シナリオの複数の特質の指示を個々に受け取るための、使用者操作による複数の制御機能を含み、ユーザから、前記走行シナリオの複数の特質の指示を受け取るように構成された使用者インターフェイス手段と、

前記走行シナリオの前記複数の特質に基づいて前記少なくとも1つの車両サブシステムの構成を決定するよう構成された処理手段と、を備え、

前記特質が、車両姿勢、路面タイプ、路面状態及び路面形態内の1つを指し示す、システム。

【請求項2】

前記決定された構成を前記少なくとも1つの車両サブシステムに伝達し、前記サブシステムを前記決定された構成に従って作動させるための通信手段を含む、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記車両姿勢は、車両ピッチ及びロールの1つもしくは両方を指し示す、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記使用者インターフェイス手段がグラフィカルユーザインターフェイス(GUI)を出力するように構成された、請求項1~3のいずれかに記載のシステム。

【請求項5】

前記GUIは、複数のスクリーンを順次出力するように構成され、前記スクリーンはそれぞれ少なくとも1つの前記使用者操作による制御を表示するように構成される、請求項4に記載のシステム。

【請求項6】

前記GUIは、前記複数の使用者操作による制御機能を含む1枚のスクリーンを出力するように構成される、請求項4に記載のシステム。

【請求項 7】

前記処理手段が、前記決定された構成を、前記1つ以上のサブシステムの最新の構成に對して比較して、前記1つ以上のサブシステムの構成を変更する必要があるか否かを判断するように、構成された、請求項1～6のいずれかに記載のシステム。

【請求項 8】

前記最新の構成が前記決定された構成と一致しない場合に、前記少なくとも1つのサブシステムの構成を変更する必要がある、請求項7に記載のシステム。

【請求項 9】

前記最新の構成が前記決定された構成と所定の類似度合いを持たない場合に、前記少なくとも1つのサブシステムの構成を変更する必要がある、請求項7もしくは請求項8に記載のシステム。

【請求項 10】

前記所定の類似度合いは、前記最新の構成が少なくとも1つの代替構成であると見なされること、もしくは前記少なくとも1つのサブシステムについて許容構成の範囲内にあることで判定され得る、請求項9に記載のシステム。

【請求項 11】

走行シナリオの特質及び前記1つ以上の車両サブシステムの構成を関連づけるデータ構造を収納するデータ記憶手段を含み、前記処理手段が前記データ記憶手段を使って前記少なくとも1つの車両サブシステムの構成を決定するように構成された、請求項1～10のいずれかに記載のシステム。

【請求項 12】

前記処理手段が前記データ記憶手段から、受け取られた複数の特質に対応する前記少なくとも1つのサブシステムの構成を読み出すように構成された、請求項11に記載のシステム。

【請求項 13】

前記データ記憶手段が、少なくとも1つの代替構成、もしくは前記少なくとも1つのサブシステムの許容構成の範囲を指し示す情報を収納する、請求項11もしくは12に記載のシステム。

【請求項 14】

前記処理手段が、前記少なくとも1つの車両サブシステムの前記決定された構成を指し示す出力を提供して、前記構成の承認を指し示す使用者入力を前記使用者インターフェイス装置を介して受け取るように配置された、請求項1～13のいずれかに記載のシステム。

【請求項 15】

前記決定された構成が、前記承認を指し示す入力の受領に応答して、前記少なくとも1つの車両サブシステムに伝達される、請求項14に記載のシステム。

【請求項 16】

前記処理手段が、前記走行シナリオの前記特質に基づいて、運転アドバイス媒体のライブラリの中から運転アドバイス媒体を選択するように構成された、請求項1～15のいずれかに記載のシステム。

【請求項 17】

前記運転アドバイス媒体が、1つ以上の文字情報、1つ以上の画像及びビデオ情報を含み、前記走行シナリオに関して前記使用者に運転のアドバイスを提供する、請求項16に記載のシステム。

【請求項 18】

少なくとも1つの車両サブシステムの構成を決定する方法であって、
使用者から、ユーザインターフェース手段を介して、複数の特質の指示を受け取るステップと、

前記走行シナリオの前記複数の特質に基づいて前記少なくとも1つの車両サブシステムの構成を決定するステップとを含み、

前記ユーザインターフェース手段は、走行シナリオの複数の特質の指示を個々に受け取るための、使用者操作による複数の制御機能を含み、前記特質が、車両姿勢、路面タイプ、路面状態及び路面形態内の1つを指し示す、方法。

【請求項 19】

前記車両姿勢は、車両ピッチ及びロールの1つもしくは両方を指し示す、請求項18に記載の方法。

【請求項 20】

請求項1～17のいずれかのシステムを含む、もしくは請求項18～19のいずれかの方法を実行するように構成された車両。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0001

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0001】

本発明の開示は、車両の少なくとも1つの車両サブシステムの1つの構成(コンフィグレーション；configuration)を決定するシステムと方法に関する。本発明の態様はシステム、方法、及び車両に関する。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

前記処理手段は、データ記憶手段から、受け取った複数の特質に対応する少なくとも1つのサブシステムの構成を読み出すように構成され得る。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0031

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0031】

少なくとも1つの車両サブシステムの構成を決定することは、データ記憶手段から、複数の特質に基づき構成を読み出すことを含み得る。

【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0042

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0042】

前記処理手段110は、関連したメモリに記憶された命令を実行するように構成された処理装置110により形成され得る。前記命令は、例えば図2に示された方法等の本発明の実施形態による方法を実行するように構成される。前記処理手段110は、1つ以上の運転シナリオの特質に関連するデータ構造及び車両サブシステム10、20、30、40の構成を保持するデータ記憶手段130と通信可能に接続している。前記データ記憶手段はデータベース130により実行され得る。前記処理手段110は、例えば特質をデータベース130のインデックスとして利用し構成を読み出すことによって使用者から受け取った運転シナリオの特質に基づいてデータ記憶手段130を使い、少なくとも1つの車両サブシステム10、20、30、40の構成を決定するように構成される。

【誤訳訂正 6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0059

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0059】

ステップ230において、1つ以上の車両のサブシステム10、20、30、40の構成が決定される。前記構成はステップ220で受け取った運転シナリオの複数の特質に基づいて決定される。処理装置110は、車両サブシステム10、20、30、40の1つ以上の構成をデータベース130から読み出す。処理装置110は複数の特質を使い、データベース内に記憶された構成を調べる。例えば、前記構成は、図3に示されるとおり「ターマック舗装」、「乾燥」、「スムーズ」の特質に関連してデータベース130に記憶され得る。前記構成はまたステップ220で受け取られる上り坂及びロールの特質に関連し得る。前記構成は例えばトラクション制御システム及びアンチロックブレーキシステム(ABS)の設定を決め得るが、これは単に例にすぎず、車両の他のサブシステムも決め得ることは明らかである。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0069

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0069】

もしも使用者が運転アドバイスを受け取ることを望めば、前記方法はステップ280に進む。ステップ280は使用者に1つもしくは複数の運転アドバイス媒体を提示することを含み得る。前記媒体はステップ220で受け取った運転シナリオの特質が指示する運転シナリオのために適切なものであり得る。すなわち、前記運転アドバイス媒体はステップ220で受け取った運転シナリオの複数の特質に基づく運転アドバイス媒体のライブラリの中から選択可能である。複数の特質に基づき、前記処理装置はデータベース130から1つ以上の運転アドバイス媒体を読み出し得る。前記運転アドバイス媒体は1つ以上の文字情報、1つ以上の画像及びビデオ情報を含み得る。前記運転アドバイス媒体は運転シナリオに関して使用者に運転のアドバイスを提供することを意図している。

【誤訳訂正8】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0086

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0086】

段落10：

前記処理装置が前記データ記憶装置から、受け取られた複数の特質に対応する前記少なくとも1つのサブシステムの構成を読み出すように構成された、段落9に記載のシステム。

【誤訳訂正9】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0100

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0100】

段落24：

前記少なくとも1つの車両サブシステムの構成の決定が、複数の特質に基づいてデータ記憶装置から前記構成を読み出すことを含む、段落16に記載の方法。

【誤訳訂正10】

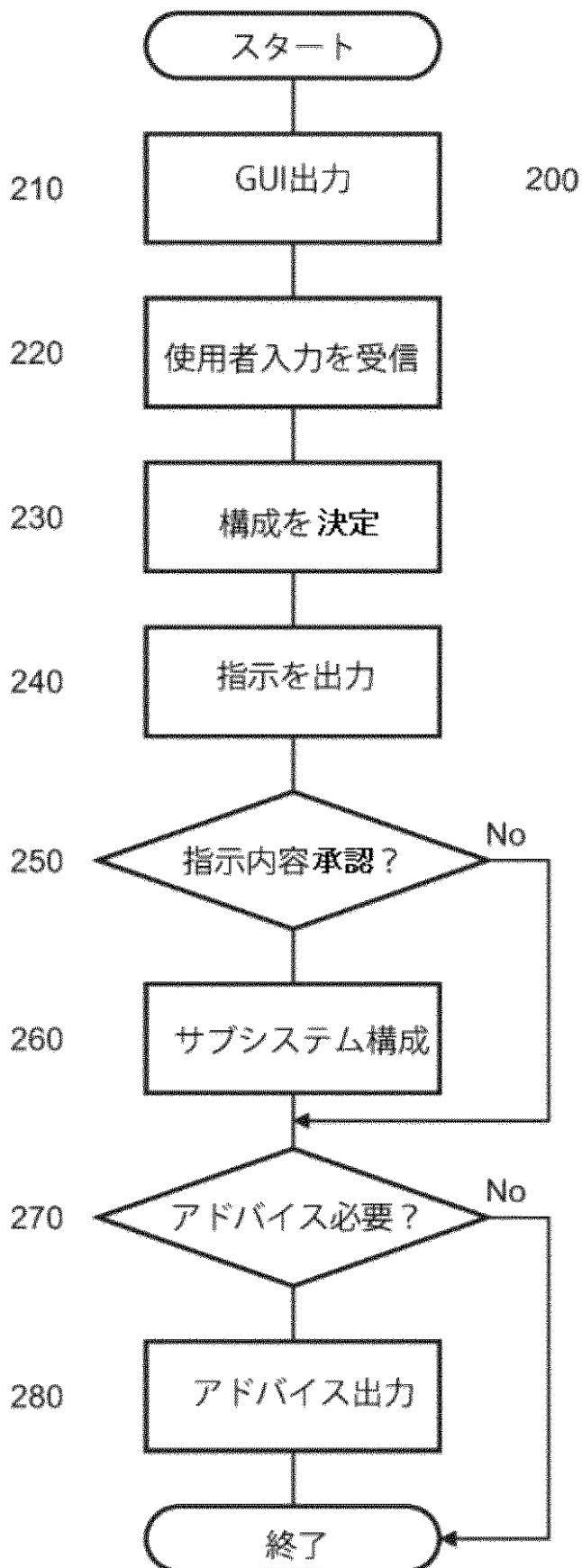
【訂正対象書類名】図面

【訂正対象項目名】図 2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【図2】



【誤訳訂正11】

【訂正対象書類名】図面

【訂正対象項目名】図 4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【図 4】

